

一般財団法人日本禁酒同盟 評議員選定委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第11条に基づいて、一般財団法人日本禁酒同盟（以下本同盟という。）に設置する評議員選定委員会(以下本委員会という。)に関し規定する。定款を遵守して円滑に評議員を選任することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 本委員会は、同盟の内部機関として設置する。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名および外部委員2名、計5名で構成する。

2 本委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会が選任する。

- (1) 本同盟（主要な取引先および重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者または使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1項または第2項に該当する者の配偶者、第3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

(委員の運営及び任期)

第4条 本委員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦するものとする。

- 2 本委員会の委員となる評議員は、評議員会の直近の議長とする。
- 3 本委員会の委員となる監事は、監事間の協議により定める。
- 4 本委員会の委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結までとする。

(招集)

第5条 本委員会は、評議員の選任をする必要が生じたときに招集するものとし、招集者は議長とする。議長不在の場合は、代表理事が執行理事の同意を得て行うことができる。

(議長)

第6条 本委員会の議長は、委員の互選による。

(評議員候補者)

第7条 評議員候補者を推薦する場合は、次項に掲げるほか、当該候補者が評議員として適任と判断した理由を明らかにする。

- (1) 当該候補者の経歴。
- (2) 当該候補者の本同盟との関係および理事、監事、評議員との関係。
- (3) 当該候補者の兼職関係。

(委員会成立および決議方法)

第8条 本委員会の過半数が出席により成立する、ただし外部委員1名以上の出席を必要とする。

- 2 当該候補者一人一人について審議し、その過半数による議決を行う。この際、外部委員の少なくとも一人の賛成を必要とする。

(議事録)

第9条 本委員会終了時に議事録を作成し、議長ならびに外部委員の一人以上が捺印するものとする。

(事務局)

第10条 本委員会の事務局は、本同盟事務職員が勤める。

付則

本規程は、平成24年6月23日以降施行する。

本第二版は、平成25年3月9日の理事会、評議員会の承認以後施行する。